

会員各位

社団法人 日本住宅建設産業協会
専務理事 田村 仁人

計画的避難区域設定前における線量の高い地域の
碎石の流通に伴う問題への対応等について

標記について、国土交通省から福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が付着、混入した物の流通の把握に遺漏がないように取り計らうとともに、今回と同種の事案を確認された場合は、連絡をいただきたい旨、会員企業への周知依頼がありました。

加えて1月30日付けで、同省から当協会が所属している(社)住宅生産団体連合会に対し、以下のような通知及び説明がありました。(詳細は別紙参照)

(1) 現在、経済産業省が、建設資材業界に対して行っている調査において、3月の震災以降に計画的避難区域に指定された区域等から搬出された建設資材が把握されることから、国土交通省においてその調査結果を受け、該当する資材の使用状況等について、住宅生産団体連合会に対し調査を行うこととなる予定とのことです。(なお、同様の調査の予定が建設業団体には、既に通知されているとのことです。)

計画的避難区域等の設定後は、当該区域については避難することとされたため、対象となる資材は限定的なものとなるものと想定され、また、調査対象とする資材については、できるだけ具体的な情報を提供したいとのことです。その際は、改めて調査のご案内をいたしますのでご協力をお願いいたします。

(2) また、併せて本件に関連し、資材調達や顧客との関係等、営業上の支障等が生じている場合には、その状況についての報告も求められています。

つきましては、貴社においてそうした状況がある場合は、ご多忙のところ恐縮ですが別添様式により、2月8日(水)までに、ご報告くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 今回と同種の事案を確認された場合は、協会事務局まで電話にてご一報をお願いいたします。
2. 「放射線が測定された碎石に関連し営業に影響を与えている状況について」の別添様式については、2月8日(水)18時までに協会事務局宛ファックスでご提出をお願いいたします。FAX03 3511 0616
3. 本件についてのお問い合わせ (社)日本住宅建設産業協会 事務局
03(3511)0611 米山、嘉屋本(かやもと)

放射線が測定された砕石に関連し営業に影響を与えている状況について

報告日 _____

・事業者名 _____

・所属団体名(支部名等) _____

・担当者名・連絡先 _____

・影響の概要

<別紙>

計画的避難区域設定前に同区域内から搬出された
建設資材等に係る確認調査等について

平成24年1月30日

国土交通省 住宅局 住宅生産課

今般、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームより、「計画的避難区域設定前における線量の高い地域の砕石の流通に伴う問題への当面の対応について」(別紙-1)が公表され、同日付けで関係府省に対し、「計画的避難区域設定前に同区域内から搬出された資材又は原材料等に関する注意喚起について」(別紙-2)の通知がありました。当該通知においては、今回の事例が、屋外にある物を原材料又は資材として利活用する業種において、計画的避難区域が設定され実際に避難するまでの間に計画的避難区域外に搬出された物からの搬出であることに留意し、同種の事案がないか確認することとされています。

これを受けて、現在、経済産業省では、(別紙-3)のとおり、同日付で建材資材製造団体等に対し、以下のいずれかの項目に該当する製品等の情報提供を、1月31日まで(31日以降も順次報告される可能性があるとのこと。)に依頼しております。

- ①「昨年3月の震災以降に、計画的避難区域等から出荷された原材料・部材を使用している。」
- ②「昨年3月の震災以降に、計画的避難区域等において、生産または保管していた原材料または製品がある。」

国土交通省住宅局といたしましては、経済産業省と連携し、経済産業省の調査結果(具体的な製品名等)を、順次、貴団体に提供し、これを活用した使用状況の確認調査等を実施することを予定しております。

具体的な確認調査の方法等については、追って連絡させていただきますが、貴団体におかれましては、速やかに確認調査を実施できるよう準備方よろしくをお願いします。

また、本件に関係し、各団体会員企業等において、資材調達や顧客との関係等、営業上の支障が生じている場合には、その状況等について、各団体を經由して、当職までご報告いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

国土交通省住宅局 住宅生産課 高見・橋口

電話 03-5253-8511(直通)

FAX 03-5253-1553

計画的避難区域設定前における線量の高い地域の砕石の 流通に伴う問題への当面の対応について

平成24年1月24日
原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

福島県二本松市の一部建築物において屋外より高い線量が測定されたことは、当該建築物の基礎に年間推計積算線量が1.00ミリシーベルトを超える地域の砕石が使用されたことが原因である可能性が高い。

この問題については、居住者の意向に沿った対応を行うとともに、類似の事案がないか調査を進めることが重要である。このため、国、県、市町村等が連携・協力して今後、この問題の取組みを進める。

1. 居住者の意向に沿った対応

- (1) 現在、関係の自治体が居住者の意向を聴取し、転居等の支援を進めている。国は、被害を受けた方々の個々の状況を踏まえ、適切な賠償を行うよう、東京電力を指導していく。
- (2) 現在実施している、福島県の住民を対象とした健康診断などの健康管理に関する取組を着実に進める。

2. 類似の案件の有無に関する調査の現状及び今後の対応

- (1) 当該砕石の採石場については、昨年5月以降は出荷されていないことを確認した。
- (2) 当該採石場の近隣の採石場（当該採石場を含め、現時点で2.8箇所を想定）については、当該採石場よりも空間線量は低いと見られるが、念のため、国、県等が連携し、計測を開始した。
- (3) 当該砕石の流通経路については、出荷先が19社あり、そのうち2社が生コンクリート製造事業者、17社が建設会社等である。現在、これら19社の施工現場の特定作業を国が行っており住居等を優先しつつ、測定を開始している。
- (4) 国、県、市等では上記調査に先行して、国、県、市等自らが発注している工事箇所での測定を行っているほか、建設事業者にも協力を要請している。
- (5) 二本松市が自ら発注している工事箇所の調査では、2.3.4箇所での計測が行われ（うち1.3箇所は、当該砕石事業者からの砕石を原料とする生コンクリートを使用）、これまでに判明している排水路修繕箇所（表面線量率：1.62～1.97 μ Sv/h）以外では、顕著な線量データは得られなかった。
- (6) 調査の進捗状況に関する情報は、今後、随時更新していく。

3. 今後の同種の問題の発生への対応

- (1) 原子力災害対策本部及び関係府省は、同様の事案の発生を防止するため、対応策を検討する。今回の事案を踏まえて、原子力災害対策本部は関係府省に同様の事案が起きる恐れがないか、再度注意喚起を行う。
- (2) 今回の事案は、福島県内の各市町村において行われている個人積算線量の測定事業の測定結果を契機として事態が明らかになったものであり、同事業に関して福島県とさらに密接な連携を図る。

参考) 外部の空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ は、年間で 20mSv に相当する。

別紙-2

事務連絡

平成24年1月24日

関係府省宛

原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

計画的避難区域設定前に同区域から搬出された資材又は原材料等に
関する注意喚起について

今般、福島県二本松市のマンションにおいて屋外よりも高い空間線量率が計測された事例に鑑み、各府省におかれましては、所管している行政分野において福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が付着、混入した物の流通に遺漏なきよう、お願いいたします。

その際、今回の事例は、屋外にある物を原材料又は資材として利活用する業種において、平成23年3月11日の事故発生から4月22日に計画的避難区域が設定され、実際に避難するまでの間に計画的避難区域外に搬出された物からの放射線の検出であることに留意し、同種の事案がないか御確認の上、ご連絡ください。

なお、昨夏にも稲わらの事例を踏まえ、同趣旨のお願いをしていたところであり、対応を徹底いただくようお願い申し上げます。

担当：茶山、布田、宇佐美
TEL: 03-3501-1528

確認調査のお願い

平成24年1月24日
経済産業省住宅産業窯業建材課

以下の事項につきまして、前広に確認及び情報提供をお願いいたします。

1. 貴団体の会員及び会員傘下(以下、会員等)の事業者で、以下の①、②の項目に該当する事業者があれば、事業者名及び連絡先を1月31日までに、下記窓口までメールにてご登録願います。必要に応じて、当該事業者から、より詳しい情報提供を求めたいと考えております。

①昨年3月の震災以降に、計画的避難区域等^(注)から出荷された原材料・部材を使用している。

②昨年3月の震災以降に、計画的避難区域等において、生産または保管していた原材料または製品がある。

2. 貴団体の会員等以外の事業者に関しても、上記1. の①、②の項目に該当する事業者の情報を捜しています。貴団体の地方支部局などにも可能な限りご確認いただき、該当する事業者があれば、事業者名及び連絡先を1月31日までに、下記窓口までメールにてご登録願います。

3. 上記1. 及び2. に該当する事業者がない場合であっても、該当する事業者がない旨を、下記窓口までご連絡願います。

(注)ここでは、計画的避難区域等は、大熊町、飯舘村、川内村、川俣町、伊達市、田村市、富岡町、浪江町、楡葉町、双葉町、南相馬市、葛尾村を指すこととします。

登録先

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課

メール saito-kayoko@meti.go.jp

電話 03-3501-9255(直通)

担当 齋藤(総括)、荒木(コンクリート関係)、宮内(石・砂利、建材関係)